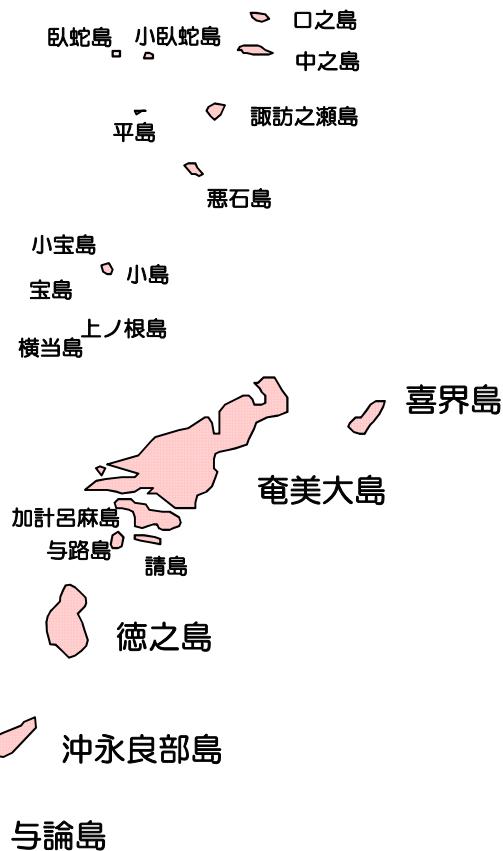
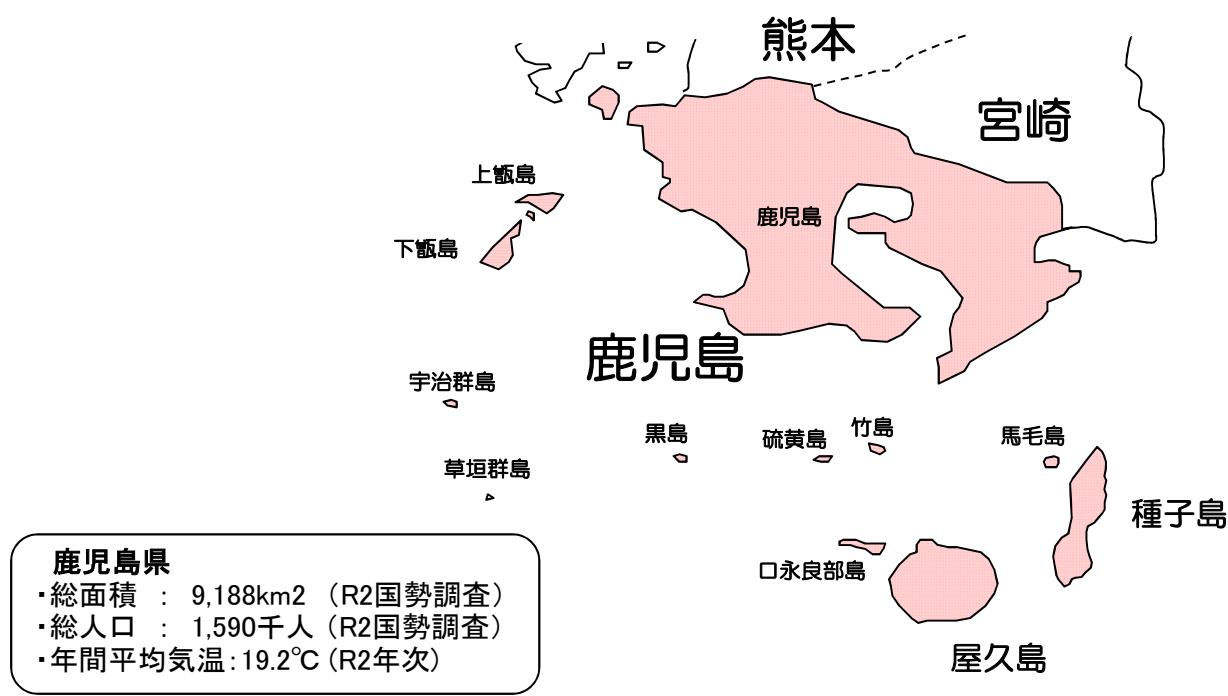


鹿児島の地籍調査

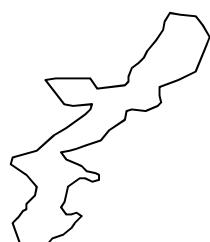


鹿児島県 農政部 農地保全課

鹿児島県全図



沖縄



(目 次)

1	国土調査の概要	P	1
1	1 国土調査の目的		"	
1	2 国土調査の内容		"	
1	3 国土調査事業十箇年計画		"	
1	4 調査の種類(国土調査の体系)		P	2
2	地籍調査の概要	P	3
2	1 地籍調査とは何か		"	
2	2 地籍調査の必要性		P	4
3	地籍調査の効果	P	5
3	効果の例		P	5~7
4	地籍調査の実施について	P	8
4	1 事業主体		"	
4	2 調査経費の負担		"	
4	3 作業手順		"	
4	4 作業工程の流れ		P	9
5	認証事務について	P	10
6	基準点について	P	11
7	地籍調査事業の種類	P	12
8	国直轄事業(効率的手法導入推進基本調査)について	P	13
8	1 効率的導入推進基本調査とは		P	"
8	2 MMS等活用型		P	"
8	3 リモートセンシングデータ活用型		P	14
9	19条5項指定について	P	15
9	1 19条5項指定とは		"	
9	2 地籍整備推進調査費補助金		P	16
10	地籍調査の実施状況	P	17
10	1 全国と鹿児島県内の進捗率		"	
10	2 実施状況図		P	18
11	関係機関	P	19

1 国土調査の概要

1 国土調査の目的

国土調査の目的は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することとしています。

2 国土調査の内容

国土調査は、国土の基本調査であり、土地分類調査・水調査・地籍調査に分類されます。

土地分類調査は、土地の利用現状・自然的要素・生産力の調査を行い、水調査は気象・流量・水質・流砂状況・水利の調査であり、地籍調査は所有者・地番・地目の調査及び境界・地積の測量を行います。

3 国土調査事業十箇年計画

昭和37年度に始まった国土調査十箇年計画は、令和元年度をもって第6次十箇年計画まで(第6次までの全国進捗52%)完了しましたが、さらなる国土調査の促進を図る必要があることから、新たに令和2年度を初年度とする第7次十箇年計画に基づき、地籍調査を進めています。(令和5年度末の進捗状況:全国53%, 本県81%)

年又は年度	法、計画
昭和26年	国土調査法制定
昭和37年	国土調査促進特別措置法制定
昭和38~44年度	第1次十箇年計画
昭和45~54年度	第2次十箇年計画
昭和55~平成元年度	第3次十箇年計画
平成2~11年度	第4次十箇年計画
平成12~21年度	第5次十箇年計画
平成22~令和元年度	第6次十箇年計画
令和2~11年度	第7次十箇年計画

○国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）

最終改正：令和2年3月31日法律第12号

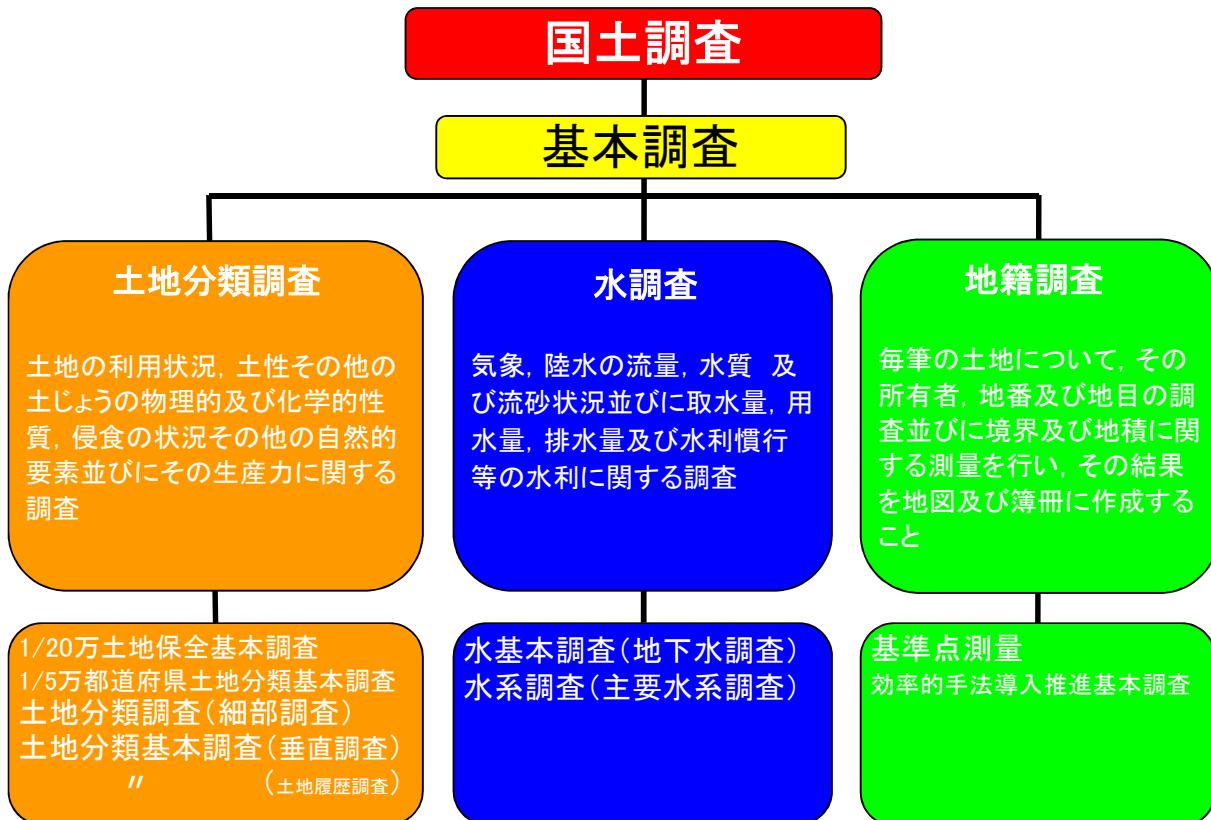
第3条（国土調査事業十箇年計画） 国土交通大臣は、国土審議会の意見を聴いて、国土の総合的な開発及び保全並びにその利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、令和2年度以降の十箇年間に実施すべき国土調査事業に関する計画（以下「国土調査事業十箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

【第7次国土調査事業十箇年計画（令和2~11年度）の主な概要】

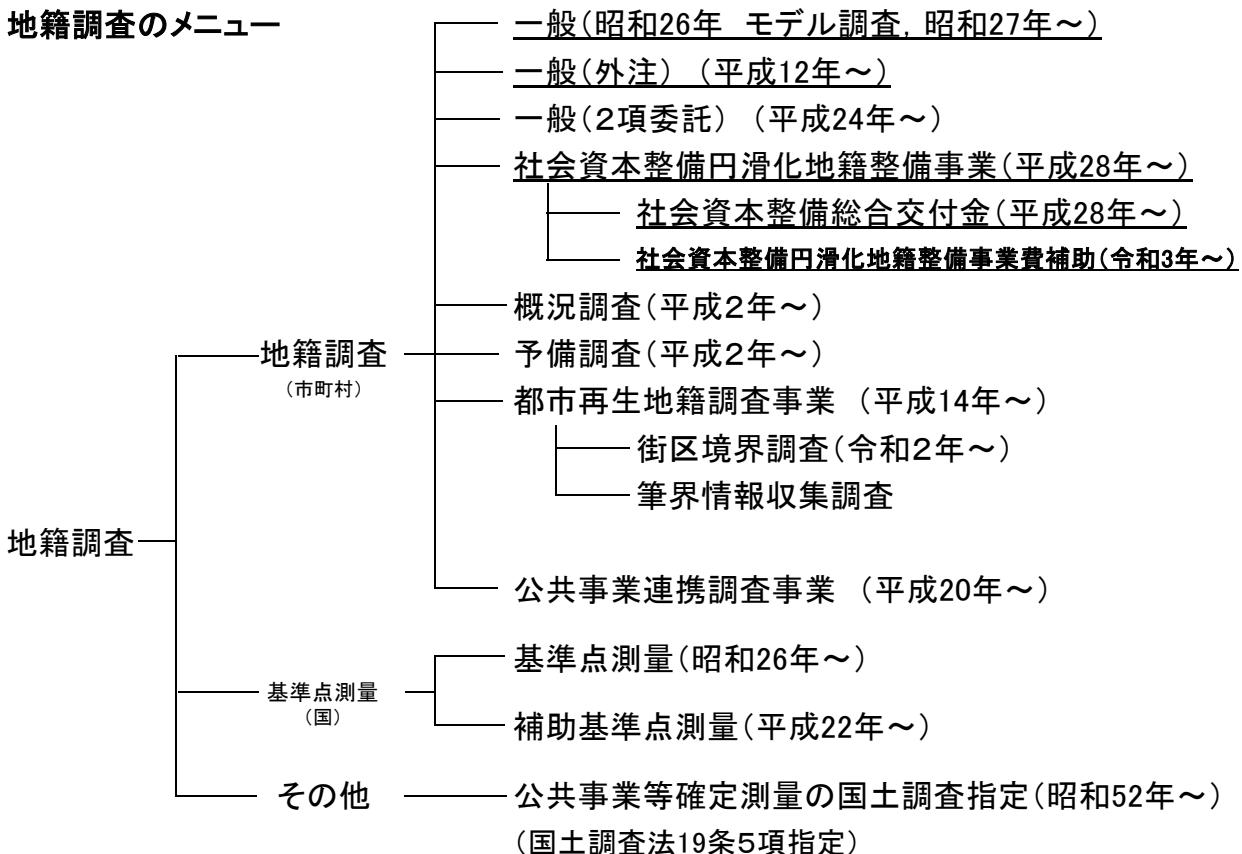
- ◆ 「迅速かつ効率的な実施を図るための措置」を位置付け
・令和2年の国土調査法等の改正に基づき、新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進する旨を記載。
- ◆ 地籍調査の円滑化・迅速化を見込んだ事業量を設定
・効率的な調査手法の導入により、第6次十箇年計画における実績事業量約1万km²と比較して1.5倍の進捗を目指すよう、事業量を設定。
- ◆ 新たな指標（優先実施区域での進捗率）の提示
・優先度の高い地域から地籍調査を実施するとともに、国民に対しその進捗を分かりやすく説明する観点から、第6次計画において用いている「調査対象地域での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域での進捗率」を提示。

4 調査の種類(国土調査の体系)

国土調査は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法等に基づき実施されており、土地分類調査・水調査・地籍調査の三種に大別されます。



地籍調査のメニュー



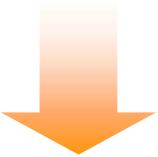
※1 地籍調査のメニュー詳細については、P12をご覧ください。

※2 下線は、本県で実施しているメニューです。

2 地籍調査の概要

1 地籍調査とは何か

公図(字限図)



地籍図



地籍調査は土地の基礎調査で、1筆毎の土地について、所有者・地番・地目の調査と併せて境界の測量及び面積の測定を行い、調査結果を地図及び簿冊にまとめるものです。調査の範囲は、国有林野・公有水面等を除く日本全土のあらゆる土地に及んでいます。

成果の地図は、地籍図といい、基準点（電子基準点、国家三角点）からあらゆる土地の1筆毎の境界を、近代的測量技術をもって、極めて正確に測量しています。縮尺1／250～1／5,000までの地図に作図されていますので、災害やその他の理由により、現地における土地の境界が不明になっても、この地図により、その境界を現地に復元することができます。

また、成果の簿冊は地籍簿といい、その様式は土地登記簿の表題部と同じ内容で、1筆毎の土地の所在、地番、地目、所有者につき調査確認の結果を記載したものです。

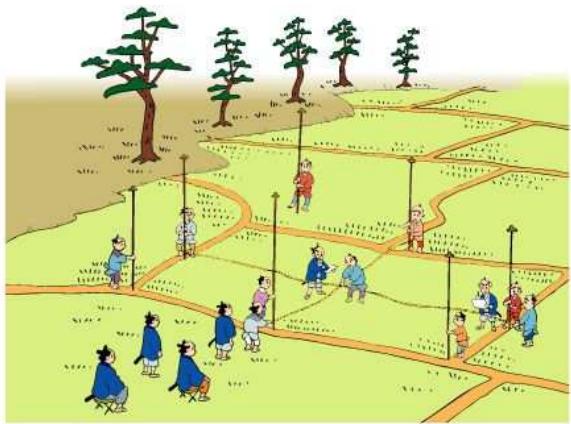
これらの地籍図及び地籍簿は、その写しが登記所に送付され、登記所は、これに基づいて、土地登記簿の表題部の記載を改めなければならないことになっています。この場合、登記その他の費用は一切かからないことになっています。

2 地籍調査の必要性

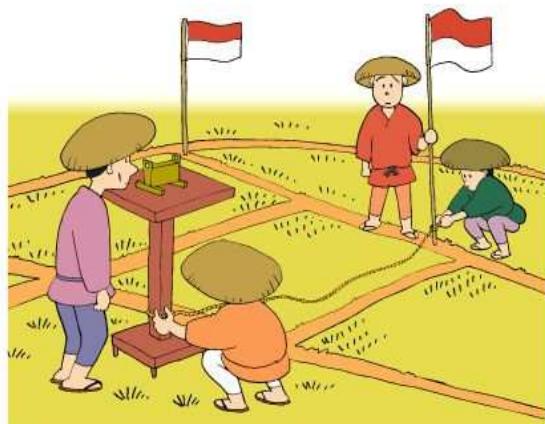
現在、登記所(法務局)に備え付けられている地図(字限図)や登記簿等は、地籍調査の成果以外の殆どが明治初期に作成されたもので、特に地図は、実際の土地と比べて形や広さも違っているものが多い状況です。

このことにより、我が国の行政活動や経済活動等に支障が生じていることから、早急に調査・整備することが必要です。

☆土地の調査の歴史



班田収授法（701年:大宝律令の制定、飛鳥時代）太閤検地（1582年(天正10年)～:安土桃山時代）



地租改正（1873年(明治6年)～）



地籍調査（1951年(昭和26年)～）

3 地籍調査の効果

地籍調査の効果については、幅広く様々です。地籍調査がどのような効果を発揮しているのかをここで紹介します。

(1) 土地境界を巡るトラブルの未然防止

市街地・山林等の境界が不明確な場合や、相続した土地等の境界を把握していない場合には、土地境界を巡るトラブルが生じていましたが、地籍調査実施後は、境界や面積等の土地の表示に関する登記の情報が正確なものに改められ、土地の境界も現地に復元することが可能となることから、トラブルの未然防止につながります。



(2) 登記手続きの簡素化及び費用軽減

相続に伴って土地を分けたり(分筆)する場合、土地所有者が自ら隣の地権者に現地立会を求め、互いに境界を確認し実測しなければなりません。

地籍調査を行っておらず境界が不明確な場合、この境界の調査に多くの費用と時間を要するほか、隣接地権者の同意が必要になる等、登記手続きに支障を来す場合があります。

地籍調査を行っていれば、個人が土地を分筆する場合などにおいて、必要な調査・測量の費用負担を軽減することができます。

(3) 土地の有効活用の促進

地籍調査を行っていない地域では、登記簿の面積と実測面積が異なることが多々あります。地籍調査を行った地域では、正確な土地の状況が登記簿に反映されるため、面積に関する紛争が少なくなり土地取引を円滑に行うことができます。

買主から、隣接地所有者の承諾を得て、確定測量図を作成するよう求められたが・・・

- ・隣接地所有者から境界に対する承諾が得られない。
- ・測量などに多大な費用がかかる。



地籍調査後は土地取引が円滑に

(4) 公共事業の効率化及びコスト縮減

地籍調査を行っていない場合、事業のたびに関係地権者の現地立会及び現況測量が必要となり、現地立会で土地の境界に同意が得られない時には事業の進捗そのものに多大な支障を生じたりすることもあります。地籍調査を行うことで、円滑な事業推進に寄与できます。

用地買収の難航により事業がストップした例



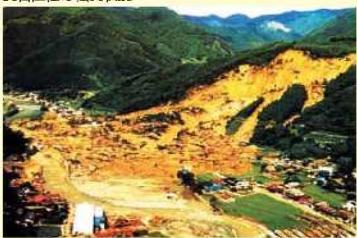
- A県では、平成12年度に道路建設の事業採択を受けて現地調査に入りましたが、当該地区は**地籍調査未実施**のため境界が不正確な公園しかなく、また相続により多くの権利者が存在する共有地が存在するなどしたため、境界の確認ができず用地取得が困難となりました。
- 事業費等を考慮すると代替路線の確保は困難な状況にあり、**県の事業評価監視委員会**からは「事業の採択以前に権利関係等の調査をすべきであった」等として建設中止の意見書が出されています。

(5) 災害復旧の迅速化

地籍調査を行った地域では、地震・土砂崩れ・水害等の災害が起こり土地の形状が変わってしまっても、地籍調査の成果によって境界を正確に復元することが可能となり、復旧活動に迅速に取りかかることができます。

災害復旧の迅速化に役立った例

災害直後の被災状況



【被災前の土地のようす（地籍図）】



【復旧後の土地のようす（換地図）】



- 左は、台風に伴う集中豪雨により大規模な土石流災害に見舞われた時の被災当時の写真です。
- 当時、被災地区において既に地籍調査が完了していたことが、次のような点で効果を發揮しました。
 - 土砂崩れにより埋められた民家の位置を地籍調査の成果により復元し、発見できました。
 - ②被災前の原状を図上で再現することができたため、迅速な復興計画の策定に役立った。
 - ③復興計画に基づく換地事務においても、從前の所有者別面積が明確であったため、土地所有者とのトラブルもなく進めることができた。

地籍図が整備されていない場合は、復旧に先立って公園等を頼りに従前の土地境界を明らかにする必要があります。

(6) 課税の適正化及び公平化

税務行政においては公平負担の原則が何よりも求められますが、土地の所有に対する課税である固定資産税の課税は、必ずしも正確でない登記簿や公図のデータを参考にしていることもあります。正確な土地の実態が反映されず、本来払うべき額を払っていないかったり、逆に払い過ぎていたりするなど、不公平な取扱いとなっている場合があります。

地籍調査を行うことで、土地一筆毎の正確な地目や面積が把握されるため、課税の適正化・公平化を図ることができます。

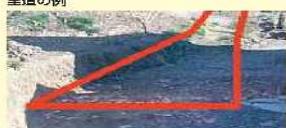
(7) 公共物管理の適正化

道路や河川等の公共財産は、管理者において適切に管理しなければならず、台帳作成による管理を行っていますが、未だ整備が十分といえない状況にあります。

地籍調査を行うことにより、公共物の敷地境界が明らかになって、台帳整備に役立つことや境界確認申請への効率的な対応が可能となるほか、官民境界が明らかになることにより、住民負担の軽減が図られます。

法定外公共物の適正な管理

里道の例



水路の例



- 法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を要しない公共物をいい、代表的なものとして「里道」「水路」があります。
- これらは分権一括法の施行に伴い、平成17年3月31日をもって国有財産であった里道や水路等が市町村に譲与され、財産管轄・機関管轄とともに市町村が行うことになりました。
- これらの法定外公共物については、払い下げ等の手続を経ないまま現に占有されている場合もあるため、地籍調査によりこれらの境界を明らかにし占有状態を解消することで、公共財産の適正な管理が可能となります。

4 地籍調査の実施について

1 事業主体

地籍調査の事業主体は、次のとおりです。

- ・地方公共団体(都道府県又は市町村)
 - ・土地改良区その他の政令で定める者(土地改良区、土地区画整理組合、森林組合等)
- ※鹿児島県は市町村

2 調査経費の負担

地籍調査事業の負担割合は、下表のとおりです。

事業名 負担区分	国	県	市町村	土地改良区等
市町村営事業	1/2	1/4	1/4	-
土地改良区等営事業	2/3	1/6	-	1/6

※都道府県及び市町村の負担の8割については、特別地方交付税が交付されており、都道府県及び市町村の実質負担は5%です。但し、土地改良区営事業の場合、特別交付税は交付されません。

3 作業手順

地籍調査の作業手順を図示すると、次のようになります。

地籍調査の作業の中で、地籍測量と一筆地調査は、地籍調査の二大要素ともいわれ本調査の骨格となる作業です。



①住民への説明会

調査に先立って、住民への説明会を実施します。



②一筆地調査

土地所有者等の立会により筆界等の確認をします。



③地籍測量

地球上の座標値と結び付けた、一筆毎の正確な測量を行います。



④成果の閲覧・確認

地籍簿と地籍図の案を閲覧し、誤り等を訂正する機会を設けます。



⑤登記所送付・備え付け

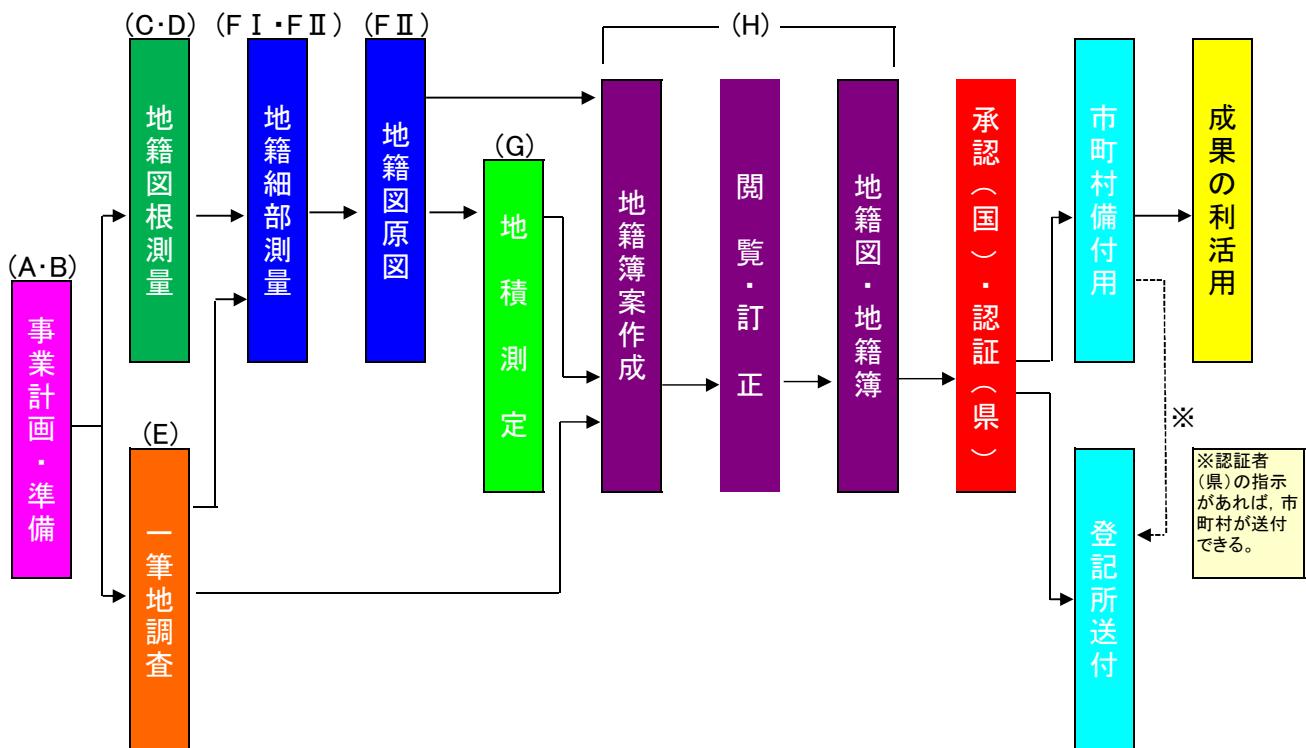
登記所では登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。



⑥成果の活用

成果はさまざまな面で利用されます。

4 作業工程の流れ



* 基準点測量は、地籍測量に必要な4等三角点等を国土地理院が設置するものです。

A・B 工程 事業計画の策定、事業の実施準備
事業計画策定及び事務手続き、事業着手準備作業

C 工程 地籍図根三角測量

国家基準点(1~4等三角点)から調査地区を測量するための基礎となる図根三角点を配置するための測量

D 工程 地籍図根多角測量

C工程で設置した地籍図根三角点を基礎として、一筆を測量するために図根多角点を配置するための測量

E 工程 一筆地調査

土地登記簿や字限図を基にして、一筆ごとの土地について地番・地目・所有者及び境界の調査確認を行う作業

F 工程 地籍細部測量(細部図根測量・一筆地測量)

D工程で設置された地籍図根多角点等を基礎として、各筆の筆界を測量し、地籍図原図を作成する作業

G 工程 地積測定

地籍図原図を基に、毎筆の面積を測定する作業

H 工程 地籍図及び地籍簿の作成

地籍簿案と地籍図原図を20日間一般の閲覧に供して、成果品たる地籍簿及び地籍図を作成する作業

5 認証事務について

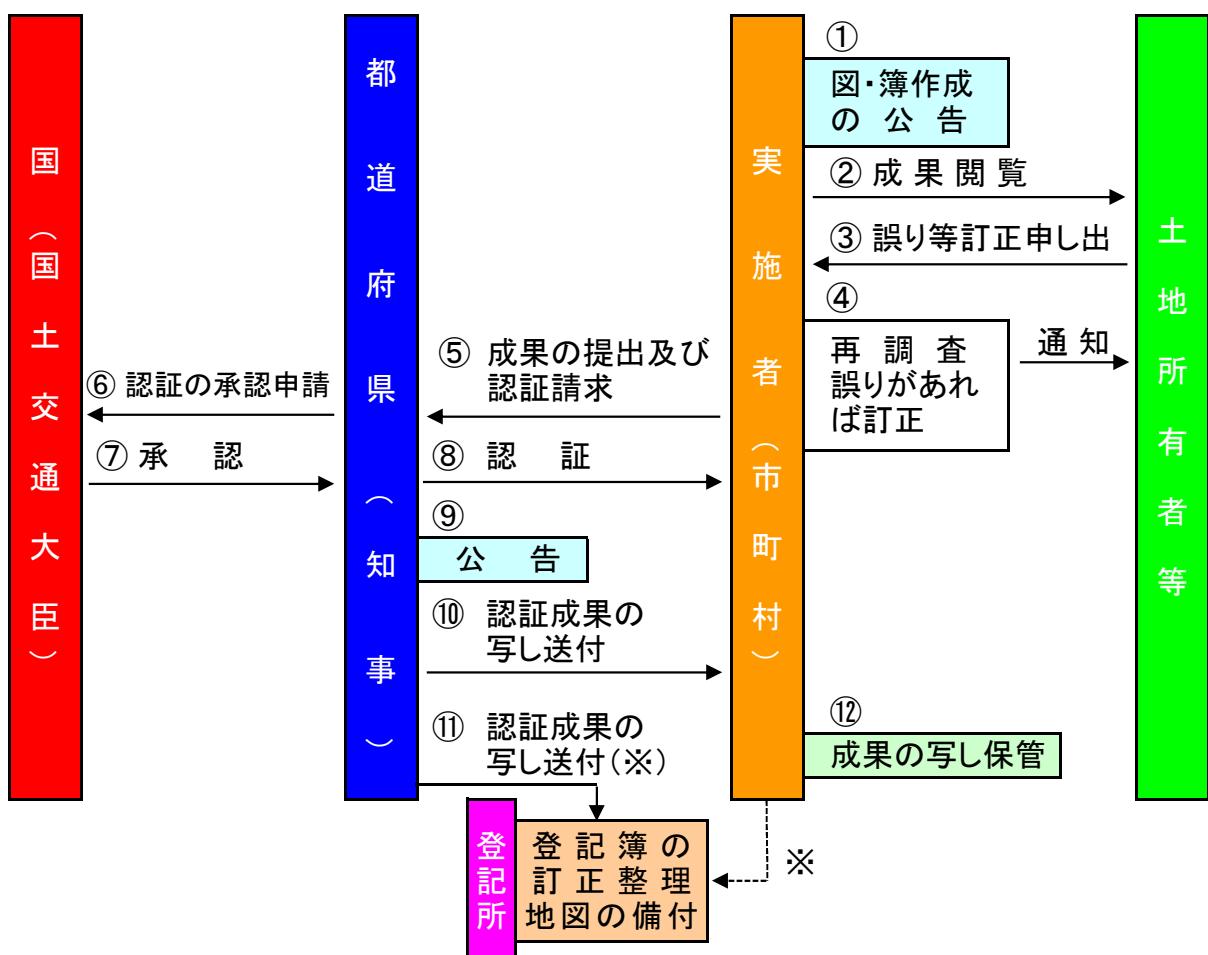
認証とは、地籍調査等の成果が適正であることを認め、公に証明することです。

市町村長等は、地籍図及び地籍簿が出来上がるとその旨を公告し、公告の日から20日間市町村の事務所で一般の閲覧に供した後、誤り訂正がなければ成果の認証を都道府県知事に請求します。

請求を受けて、都道府県知事は成果の内容の正確さを確認して、認証すべきものであると認めるときは、認証に先立って国土交通大臣に認証の承認を申請し、国土交通大臣の承認を受けて初めて、都道府県知事が成果を認証します。

認証された成果は市町村長に通知するとともに、県の公報に登載します。

以上の手続きを図示すると、次のようにになります。(市町村実施の場合)



6 基準点について

基準点とは、測量の基準となる点のことです、1～4等三角点を国土地理院が設置しています。

この基準点は、正確な経緯度や高さの値を与えられており、これを基礎として各事業に使用する基準点がさらに設置され、多方面で活用されています。

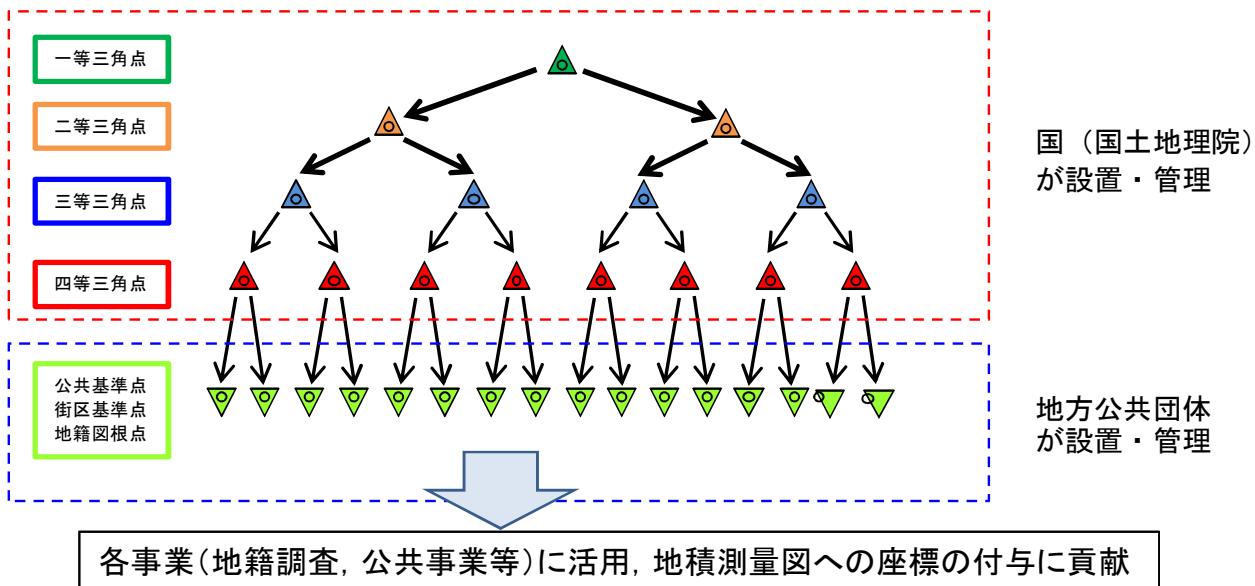
地籍調査では、この国土地理院が設置する三角点を基に図根点を設置して、それぞれの土地の筆界を測量して座標を求めています。

災害などで土地の筆界が不明確になった場合は、これらの基準点や図根点を使用すれば、元の筆界をほぼ正確に復元することができます。

しかし、この基準点の杭等が紛失している場合、筆界の復元や周辺の測量、地籍調査に支障を来すことがありますので、工事や開発行為を行う際には、事前に基準点の有無について確認を行う必要があります。

なお、移設が必要な場合は各市町村の地籍調査担当部署まで御連絡ください。

<イメージ>



	国家基準点		公共基準点等		
	一等～三等三角点	四等三角点	公共基準点	街区基準点	地籍図根点
地籍調査実施済み地域	全国を網羅して設置済み	設置済み	地籍図根点等を設置済み		
都市部(DID)		設置済み	街区基準点を設置済み(200m間隔)		
DID外の民間開発が活発に行われる地域		未	公共事業等が実施された地域には、一定程度設置済み	未	未
山村部		未		未	未
その他の地域		未		未	未

7 地籍調査事業の種類

(1) 一般(直営, 外注, 2項委託)

一般については、「直営」、「外注」及び「2項委託」の3つに大別されます。

「直営」とは、地籍調査の一筆地調査(E工程)を市町村職員が自ら実施するものです。

これに対し、「外注」とは、一筆地調査の実施について、民間の専門技術者(土地家屋調査士等)を活用するものです。昔は「直営」での実施を原則としていましたが、市町村における人員確保の困難等が事業規模を制約していることから、平成12年度から「外注」が創設されました。

また、「2項委託」とは、一筆地調査のみならず地籍図根点三角測量(C工程)から地積測定(G工程)及び地籍図・地籍簿案の作成(H工程の一部)までと、調査の大半を外部の専門家に委託するものです。なお、外部の専門家は国土調査法第10条第2項に規定する国土交通省令で定める要件に該当する法人のことでの専門家の活用により、一層の地籍調査促進が図られます。

(2) 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本整備(道路や河川などの公共インフラ)と地籍調査との連携・推進による社会資本整備の円滑化を目的としています。

・社会資本整備総合交付金

防災・安全対策のために特に必要と認められる河川整備や砂防施設などの基幹事業(土砂災害警戒区域等を含む)に先行して地籍調査を行う。

・社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助

社会資本整備総合交付金以外の国交省補助事業、他省庁事業、市町村等単独事業で事業実施の見通しのある公共事業(社会資本整備)と一体となって実施する地籍調査。

(3) 概況調査

都市部の地域を対象に、土地登記簿及び登記所備え付け地図の記録と地域の現況とを対照し、その乖離状況を把握することによって、地籍調査を優先する地域及び地籍調査を実施する場合の問題点を明らかにする調査です。

(4) 予備調査

地図混亂地域等、地籍調査実施上困難性の高い地域における地籍調査の実施に際し、予備的に地域の状況を調査し、地籍調査実施上の問題点の把握とその解決を図る等の措置を講ずることにより、地籍調査を円滑にする調査です。

(5) 都市再生地籍調査事業

都市部において、計画的かつ集中的に短期間で地籍調査を完了させるため、調査の一部又は全工程にわたって民間の専門技術者を活用した地籍調査を実施することができます。本事業においては、以下のメニューがあります。

・街区境界調査

官民及び官官境界の一部又は全部の筆界点の調査及び測量のみを実施する調査

・筆界情報収集調査

一筆地調査の準備作業として、地積測量図等の境界情報を数値化された公図に合わせ、資料を収集・整理する調査

上記のほかに、「公共事業連携調査事業」もありますが、「社会資本整備地籍整備事業費補助」と目的や事業内容が重複しているため、割愛させていただきます。

8 国直轄事業について

1 効率的手法導入推進基本調査とは

(1) 概要

効率的手法導入推進基本調査とは、国が基本調査として地籍調査の円滑化・迅速化に資する先進的・効率的な手法について、国が当該手法を活用して後続の地籍調査の基礎となる情報を調査します。

地域特性に応じて、MMS(モバイルマッピングシステム)等活用型、リモートセンシングデータ活用型の調査方法があります。

(2) 事業内容

ア 事業主体 国土交通省（負担割合 国100%）

イ 要件 後続の地籍調査を3年以内に実施すること
後続の地籍調査が国の重点方針に沿っていること
成果の移管(基準点の維持管理等)に同意できること
資料収集等で市町村等の協力が得られること

2 MMS等活用型

(1) 事業要件 下記の全部又は一部を活用する基本調査が市街地で実施可能であること

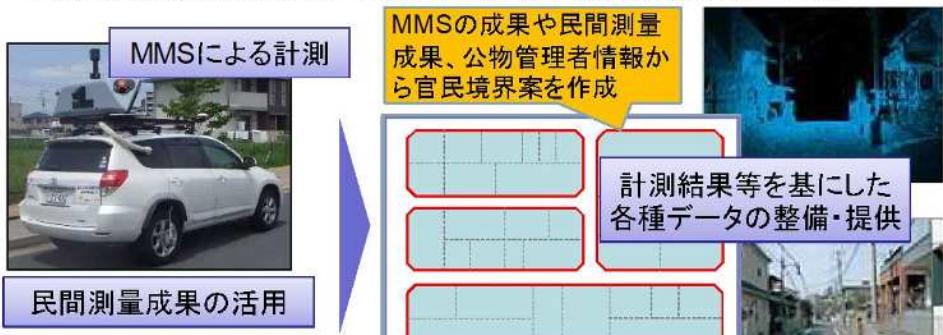
- ・MMSによる計測データ
- ・MMSによる計測データ民間測量成果(地積測量図など)
- ・公物管理者情報(道路台帳附図など)

(2) 事業内容 MMSを搭載した車を走行させることで広範囲のデータを短期間で計測可能し、現地測量コストを低減。

現地の写真や三次元データ、その他既存データを基にした現地立会によらない効率的な確認手法(筆界案送付)に活用可能。

○ MMS(モバイルマッピングシステム)等活用型

MMSによる計測データや民間測量成果、公物管理者が保有する情報等を活用した迅速な官民境界情報等の整備、効率的な地籍調査手法の普及のため、国が官民境界に関する基礎的情報を整備



(参考) MMS(モバイルマッピングシステム)とは

車両等に3Dレーザスキャナ・カメラ及び自車位置姿勢データ取得装置を搭載し、移動しながら道路及び周辺の地形・地物等を計測するシステム。数値地形図データ等が効率よく作成できる。

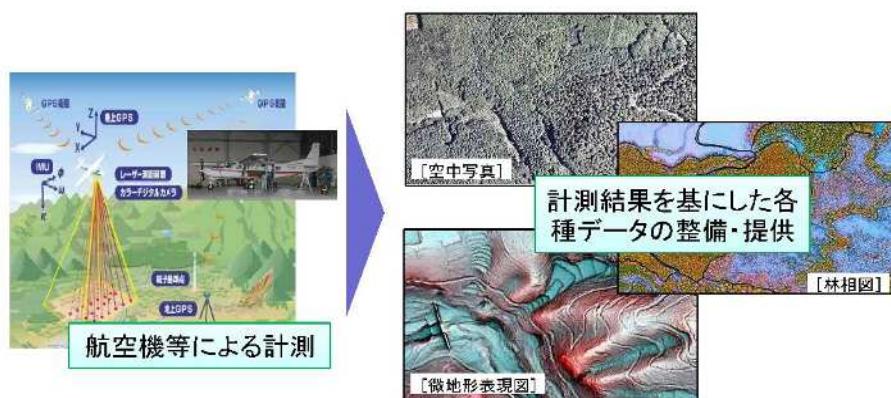
3 リモートセンシングデータ活用型

(1) 事業要件 後続の地籍調査としてリモートセンシングデータを活用した地籍調査を実施すること
リモートセンシングデータの撮影・計測が必要な地区であること

(2) 事業内容 空中写真やレーザー測量技術等によるリモートセンシングデータを活用し現地測量を一部省略するとともに現地の写真や三次元データ、その他既存データを基にした現地立会によらない効率的な確認手法(筆界案送付)に活用可能。

○ リモートセンシングデータ活用型

リモートセンシングデータを活用した効率的な地籍調査手法の導入
推進のため、引き続き国がリモートセンシングデータを整備



効果①:立会いの効率化

現地で行っていた立会いを、微細な地形や植生等が把握可能なリモセンデータを活用して作成した筆界案を用いて集会所等で境界確認を行い、土地所有者等の同意を得ることで、立会いに必要な期間や人員等を削減。



【新手法実証結果】

これまで、新手法による地籍調査の実施例は無いが、本年度、富山県入善町で実施した実証実験では、リモートセンシングデータを活用した筆界案が作成可能であることが確認でき、また、73名の土地所有者等の協力を得て集会所で筆界案の説明を行ったところ、71名の土地所有者等から新手法での所有地の確認が可能との回答を得ている(2名は現地立会いを希望)

効果②:測量作業の効率化

現地で行っていた測量作業を、空中写真等から解析したりモセンデータを用いて机上で行うことが可能となり、現地に赴くことに起因するコストやリスクを削減。

また、従来よりも広範囲の測量が可能となる。



多大な手間と時間をかけて実施している現地立会いや一筆地測量等の現地測量作業の大部分が効率化されることから
地籍調査の進捗が加速すると想定

9 19条5項指定について

1 19条5項指定とは

国土調査法第19条第5項は、地籍調査以外の他の事業（換地を伴う事業）によって作成された地図及び簿冊が、同条第2項の認証を受けた地籍調査の成果と同等以上の精度と正確さを有していると認められた場合、この成果を地籍調査と同一の効果があるものとして指定するものです。

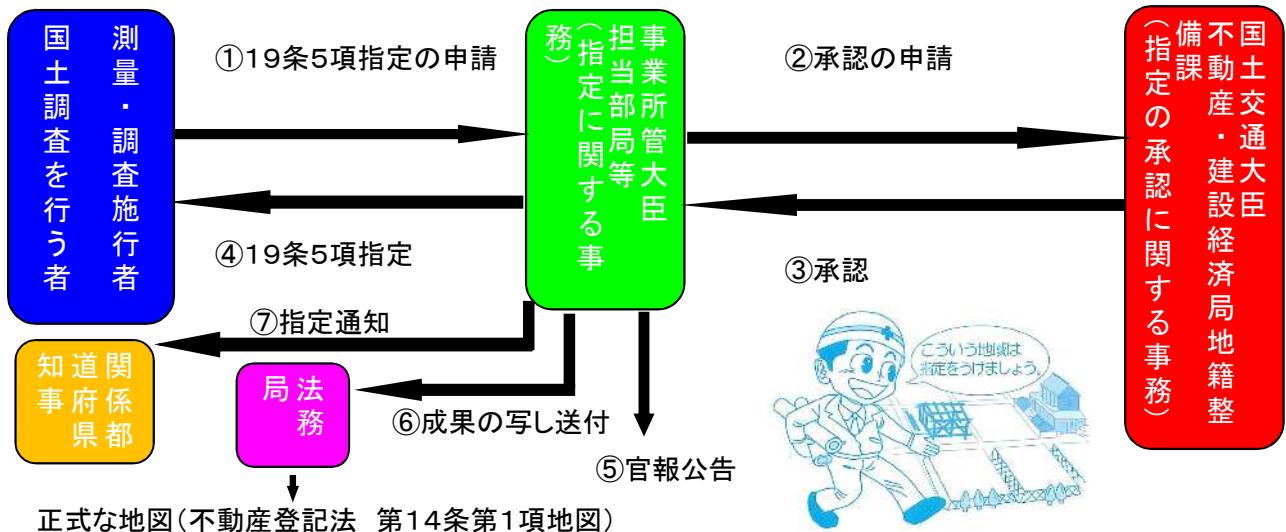
また、国土調査法の改正に伴い、国土調査を行う者（地方公共団体等）が測量・調査を行った者に代わって申請できます。

指定を受けるために必要な条件は、以下のとおりです。

- (1) 測量を測量法の基準に従って行われ、地籍調査と同じ座標値及び水準点を使用していること。
- (2) 測量上の誤差が国土調査法施行令第15条に規定されている限度内であること。
(地籍調査必携2021年版P36～38参照)

指定の結果、類似した調査・測量を同じ地区で重複して行うことを見防ぐとともに、地籍調査と一緒にになって、総合的に地籍の明確化を推進できます。

○ 19条5項の流れ



● 19条5項指定の効果 19条5項指定には、こんなに沢山のメリットがあります。

1 測量の信頼性が高まる

19条5項指定により、測量の基準や測量上の誤差の限度などについて一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量・調査が極めて正確であることが公認され、信頼性が高まります。

2 境界紛争を未然に防止し、安心して土地取引が可能

正確な地図を作成することにより、近隣との境界争いなどが未然に防止され、将来土地の売買等を行う場合も円滑に行うことができるようになります。

3 地籍調査と同等の成果として扱われる

19条5項指定を受けることにより、地籍調査を行ったものと同等に扱われる所以、原則として改めて地籍調査を実施する必要はなくなります。

4 基準点の設置

19条5項指定申請をしようとする地区的近傍に測量の基準となる四等三角点等がない場合、当該事業者が国土交通省に要望すれば、国土地理院と協議の上、当該事業地区の近傍に四等三角点が設置されます。

2 地籍整備推進調査費補助金

(1) 概要

都市部において、地籍整備の推進による街づくりへの支援を行うため、土地境界情報の調査・測量等を行い、地籍情報として整備しようとする地方公共団体、民間事業者等に対し、国が必要な助成を行つものであります。

(2) 内容

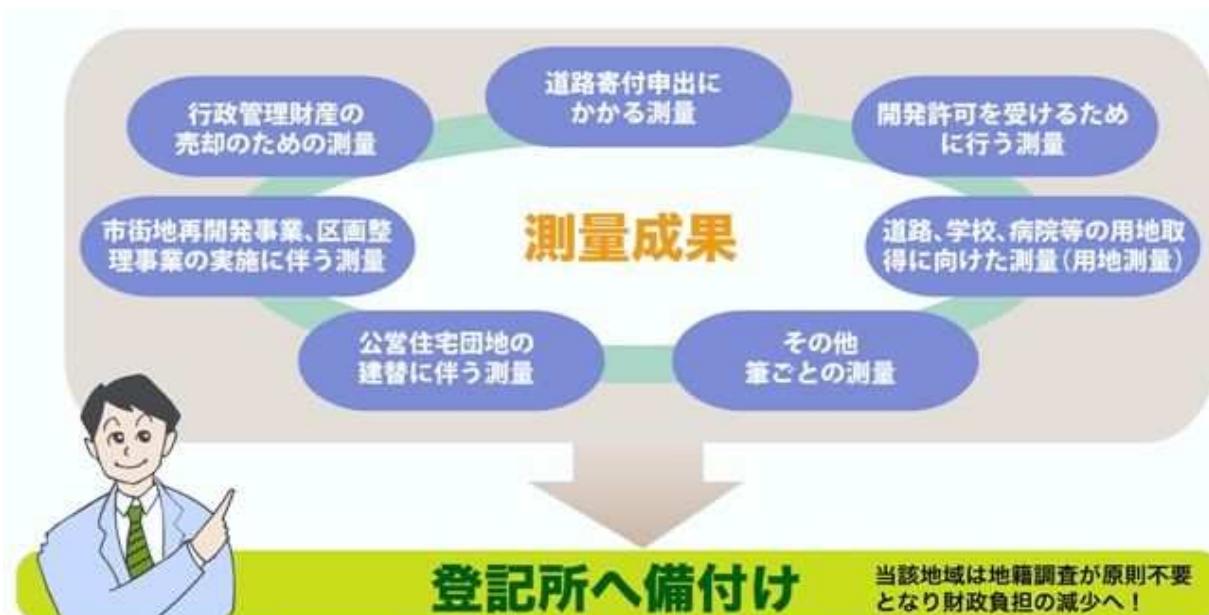
- ア 事業主体 地方公共団体、民間事業者等
- イ 要件 DID(人口集中地区)又は都市計画区域
一調査実施区域の面積が500m²以上

ウ 補助対象

- ・調査計画作成費(作業内容、工程等の計画作成、専門家派遣経費)
既存資料等収集・整理費
- ・現況調査費(補助基準点測量、現況・筆界測量等の経費)
境界確認費(関係者の境界立会、境界確認の経費)
- ・成果等作成費(国土調査法19条5項申請のための資料作成等経費)
予備調査費(既存地籍図との整合性チェックや合成図作成等の経費)

エ 補助率

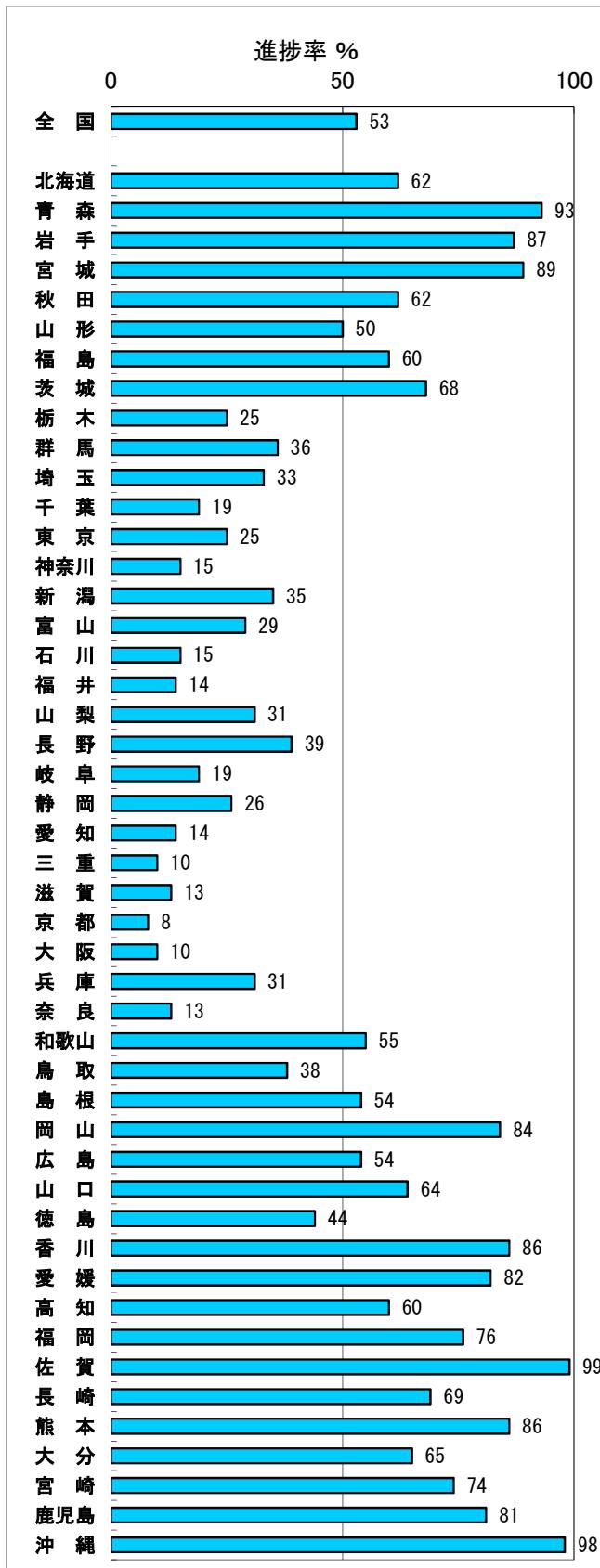
- ・地方公共団体 1/2 (直接補助) H22~
- ・民間事業者等 1/3 (間接補助) H22~
- ・民間事業者等 1/3 (直接補助) H25~



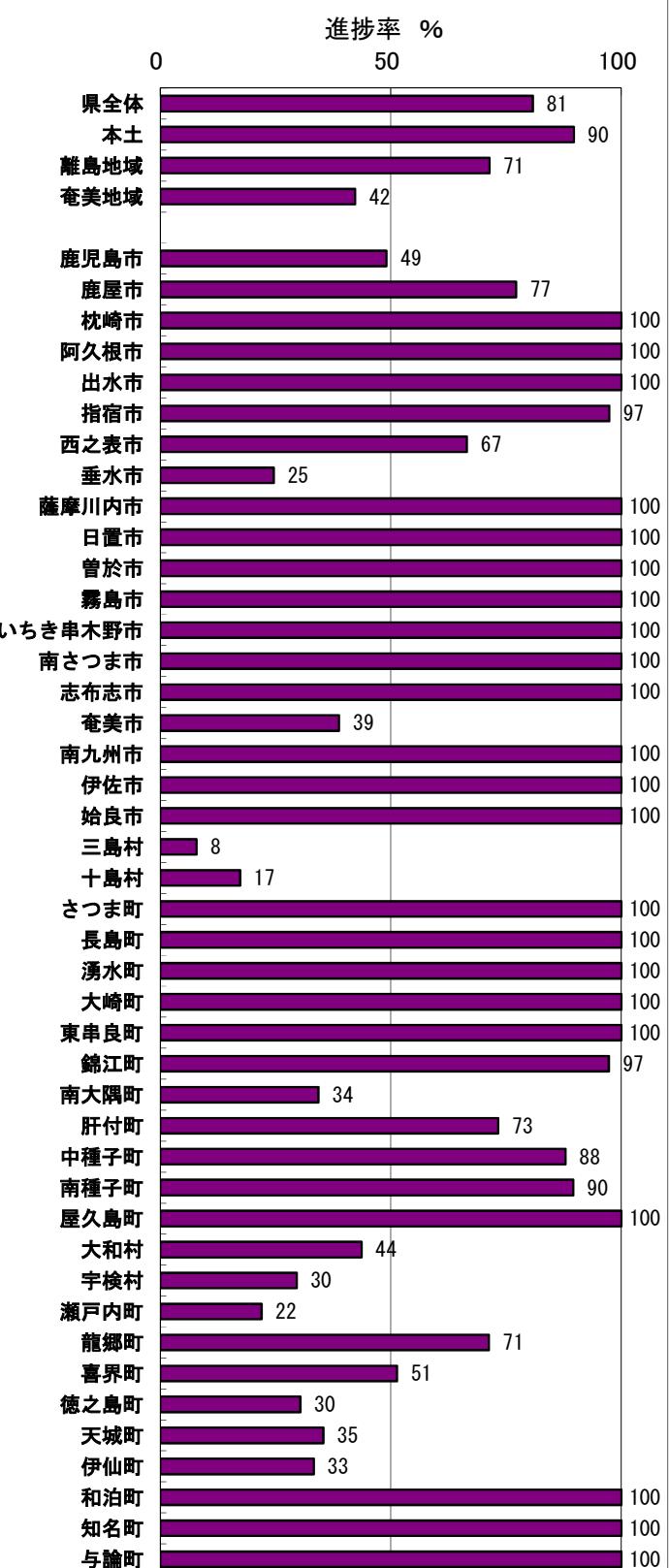
10 地籍調査の実施状況

1 全国と鹿児島県内の進捗率

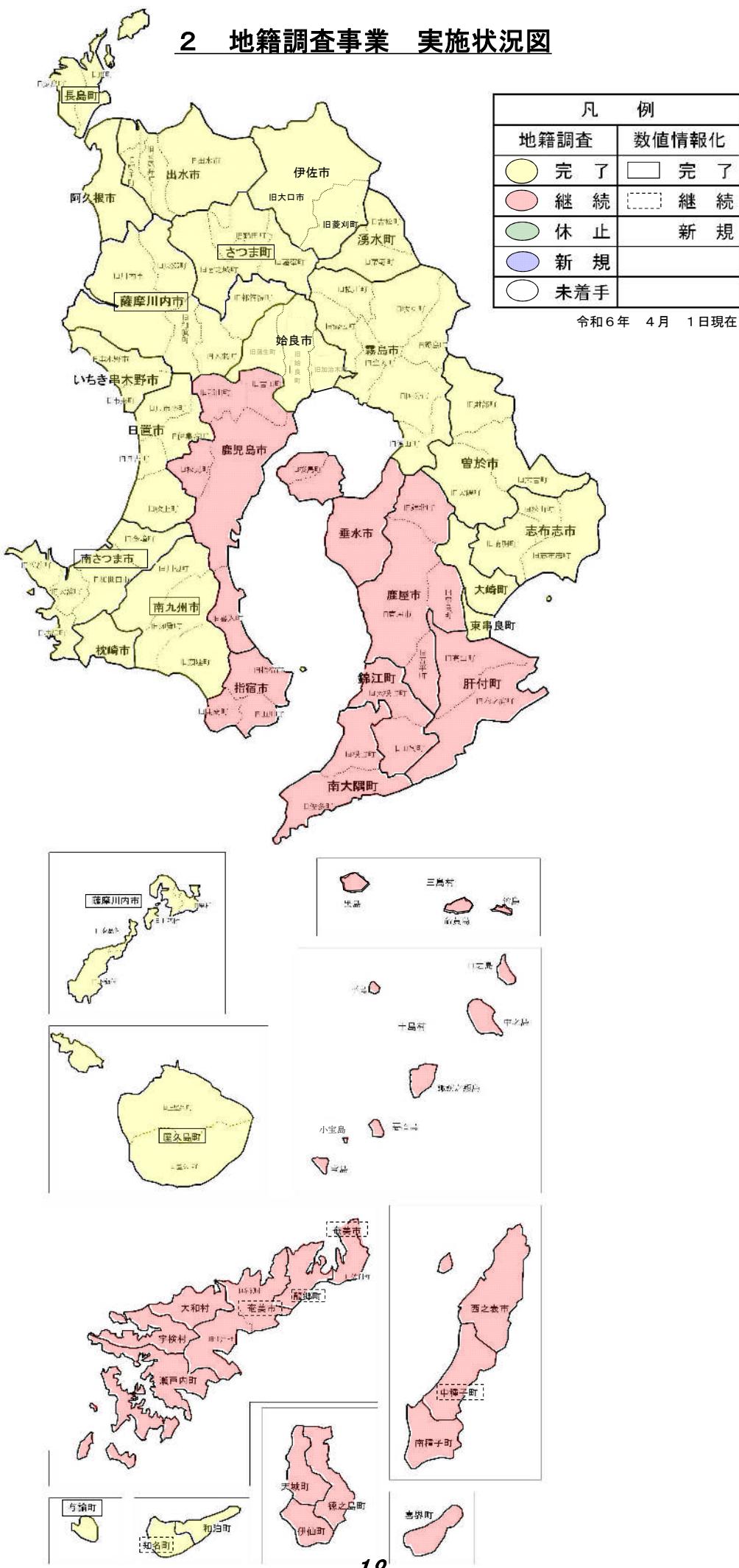
①都道府県別進捗状況(令和5年度まで)



②県市町村進捗状況(令和5年度まで)



2 地籍調査事業 実施状況図



11 関係機関

1 市町村

(令和6年4月1日 現在)

市町村名	電話	担当課	市町村名	電話	担当課	
1 鹿児島市	099-224-1111	道路管理課	志布志市	099-472-1111	市民税務課	
	(吉田支所)	099-294-2211	税務課	(有明支所)	099-474-1111	税務課
	(桜島支所)	099-293-2345	税務課	(松山支所)	099-487-2111	総務市民課
	(喜入支所)	099-345-1111	税務課	奄美市	0997-52-1111	土地対策課
	(松元支所)	099-278-2111	税務課	16 (住用総合支所)	0997-69-2111	土地対策課
	(郡山支所)	099-298-2111	税務課	(笠利総合支所)	0997-63-1111	土地対策課
2 鹿屋市	0994-43-2111	農地整備課	南九州市	0993-36-1111	税務課	
	(輝北総合支所)	099-486-1111	住民サービス課	17 (知覧支所)	0993-83-2511	税務係
	(串良総合支所)	0994-63-3111	住民サービス課	(川辺支所)	0993-56-1111	税務係
	(吾平総合支所)	0994-31-1177	農地整備課	18 伊佐市	0995-23-1311	税務課
3 枕崎市	0993-72-1111	税務課	19 姶良市	0995-66-3111	税務課	
4 阿久根市	0996-73-1211	都市建設課	20 三島村	099-222-3141	経済課	
5 出水市	0996-63-2111	税務課	21 十島村	099-222-2101	土木交通課	
	(野田支所)	0996-84-4812	総合市民課	22 さつま町	0996-53-1111	税務課
	(高尾野支所)	0996-82-5406	総合市民課	(鶴田支所)	"	総務税務係
6 指宿市	0993-22-2111	建設監理課	(薩摩支所)	"	総務税務係	
	(山川支所)	0993-34-1111	市民福祉課	23 長島町	0996-86-1111	税務課
	(開聞支所)	0993-32-3111	市民福祉課	24 湧水町	0995-74-3111	住民税務課
7 西之表市	0997-22-1111	財産監理課	(吉松支所)	0995-75-2111	地域総務課	
8 垂水市	0994-32-1111	土木課	25 大崎町	099-476-1111	税務課	
9 薩摩川内市	0996-23-5111	建設政策課	26 東串良町	0994-63-3131	税務課	
10 日置市	099-273-2111	税務課	27 錦江町	0994-25-2511	住民生活課	
	(東市来支所)	099-274-2111	地域振興課	28 南大隅町	0994-24-3111	税務課
	(日吉支所)	099-292-2111	地域振興課	29 肝付町	0994-65-2511	税務課
	(吹上支所)	099-296-2111	地域振興課	30 中種子町	0997-27-1111	税務課
11 曽於市	0986-76-1111	税務課	31 南種子町	0997-26-1111	税務課	
	(大隅支所)	099-482-1211	地域振興課	32 屋久島町	0997-43-5900	政策推進課
	(財部支所)	0986-72-1111	地域振興課	33 大和村	0997-57-2111	建設課
12 霧島市	0995-45-5111	税務課	34 宇椙村	0997-67-2211	産業振興課	
	(溝辺総合支所)	"	35 瀬戸内町	0997-72-1111	財産管理課	
	(横川総合支所)	"	36 龍郷町	0997-62-3111	土地対策課	
	(牧園総合支所)	"	37 喜界町	0997-65-1111	税務課	
	(霧島総合支所)	"	38 徳之島町	0997-82-1111	建設課	
	(福山総合支所)	"	39 天城町	0997-85-3111	農地整備課	
13 いちき串木野市	0996-32-3111	税務課	40 伊仙町	0997-86-3111	建設課	
	(市来支所)	0996-36-3111	市民課	41 和泊町	0997-92-1111	耕地課
14 南さつま市	0993-53-2111	税務課	42 知名町	0997-93-3111	耕地課	
	(大浦支所)	0993-62-2111	市民課	43 与論町	0997-97-3111	耕地課
	(笠沙支所)	0993-63-1111	市民課			
	(坊津支所)	0993-67-1441	市民課			
	(金峰支所)	0993-77-1111	市民課			